

特別養護老人ホーム 泉正園（指定介護老人福祉施設）運営規程

（事業目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人泉正会が設置経営する、指定介護老人福祉施設事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

（運営方針）

第2条 指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより入所者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るようにすることを目的とするものでなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその立場に立って指定介護老人福祉施設サービスを提供するよう努めなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めなければならない。

（事業所の名称）

第3条 事業を行う事業所の名称は、次のとおりとする。

名 称 特別養護老人ホーム 泉正園

（事業所の所在地）

第4条 事業所の所在地は次の通りとする。

所在地 神奈川県綾瀬市上土棚南1丁目11番20号

（職員の職種、員数及び職務内容）

第5条 事業所の職員数、職務内容は次の通りとする。

（1） 管理者 1名（常勤兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（2） 生活相談員 1名（常勤兼務）

生活相談員は、利用者及び家族の相談に応じるとともに適切なサービスが提供されるよう、サービスの調整及び他の機関との連携に努めるものとする。

（3） 看護職員 4名以上（常勤兼務 非常勤兼務）

介護職員 25名以上（常勤兼務、非常勤兼務）

看護職員 入居者の看護、医師の診察の補助、健康管理および保健衛生業務を行う。

介護職員 入居者の日常生活の介護、指導、援助を行う。

（4） 機能訓練指導員 1名（常勤兼務）

機能訓練指導員は、利用者の心身の状況に応じ、その機能を回復し又機能の減退を防止する為のサービスの提供を行うものとする。

- (5) 介護支援専門員 1名（常勤専従）
施設サービス計画の作成、進行管理および評価を行う。
- (6) 管理栄養士 1名（常勤兼務）
給食献立の作成、入居者の栄養指導を行う。
- (7) 医師 2名（非常勤兼務）
入居者の診察、健康管理および保健衛生指導を行う。
- (8) その他の職員
上記職種その他、職務内容に応じて必要な職員を置く。

（営業日、営業時間）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 年中無休
- (2) 利用定員 58名
- (3) 申込受付時間 午前8時30分～午後5時30分
- (4) 電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする

（指定介護老人福祉施設の内容及び利用料等）

第7条 指定介護老人福祉施設の内容は次のとおりとし、指定介護老人福祉施設に入所した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護老人福祉施設が法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割の額とする。

*厚生大臣が定める基準（介護報酬告示）は、事業所の見やすい場所に掲示する。

- 2 食費 1,510円（1日 朝食420円・昼食600円（おやつ代を含む）・夕食490円）
- 3 居住費 840円（1日）
- 4 理美容サービス 2,100円（1回）
- 5 預金現金管理事務 3,000円（1ヶ月）
- 6 教養娯楽 書道クラブ 100円（1回）
喫茶おやつ代 850円（1回）
その他 実費（材料費等）
- 7 移送時の付き添い 訪問介護の介護報酬相当分
- 8 1～6項に掲げるもののほか、指定介護老人福祉施設において提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。（実費弁済が基本）
- 9 第2項及び第3項の費用について、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあつては、当該認定証に記載されている額とする。
- 10 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説

明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(緊急時における対応方法)

第8条 介護職員は、介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに家族主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第9条 介護職員等は消火設備その他の非常災害に際して「泉正園 消防計画書」を適用する。

(身体拘束廃止取組み内容)

第10条 認知症等により、利用者又は、他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合についてのみ身体拘束を行うことがある。

(協力病院等)

第11条 指定介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力病院を定める。

協力病院・・・綾瀬厚生病院、湘南第一病院

(苦情処理)

第12条 管理者は、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第13条 指定介護老人福祉施設は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第14条 利用者がサービス提供を受ける際に、利用者側が留意すべき生活上のルール。

- (1) 職員に無断で外出しないこと
- (2) 施設の備品などを破損した場合には届出を行うこと。
- (3) 緊急時は職員の指示に従って行動して頂くこと。
- (4) その他契約書に記載している事項

(その他運営についての留意事項)

第15条 指定介護老人福祉施設は、利用者の利用する施設、食器その他の設備又飲用に供する水について、衛生的な管理に努め又衛生上必要な措置を講ずる。

- 2 指定介護老人福祉施設は当該入所者において感染症が発生し、又は施設内感染しないよう必要な措置を講ずるよう努める。
- 3 指定介護老人福祉施設は、介護職員等の質的向上を図る為の研修の機会を次の通り設けるものとし、また業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 年3回

- 4 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 5 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれからの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 6 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人泉正会と指定介護老人福祉施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 7 指定介護老人福祉施設では、身体拘束の廃止を原則とする。

附 則

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成12年9月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成13年1月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成13年3月1日から施行する。
- 5 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 6 この規程は、平成14年2月1日から施行する。
- 7 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 8 この規程は、平成15年10月1日から施行する。
- 9 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 10 この規程は、平成17年10月1日から施行する。
- 11 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 12 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 13 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 14 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 15 この規程は、平成27年8月1日から施行する。
- 16 この規程は、平成28年11月1日から施行する。
- 17 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 18 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 19 この規程は、平成30年8月1日から施行する。
- 20 この規程は、令和元年10月1日から施行する。
- 21 この規程は、令和4年6月1日から施行する。